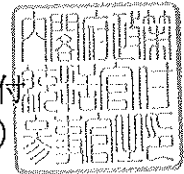


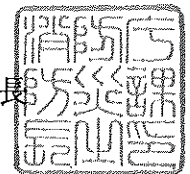
府政防第1010号
消防災第233号
国水砂第26号
平成26年9月2日

各都道府県消防防災主管部長 殿
各都道府県砂防主管部長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（調査・企画担当）



消防庁
国民保護・防災部防災課長



国土交通省水管理・国土保全局
砂防部砂防計画課長



土砂災害危険箇所等の緊急周知について（要請）

防災行政及び砂防行政の推進につきまして、平素よりご尽力いただき厚く御礼申し上げます。
土砂災害危険箇所等の住民への周知については、これまでも「土砂災害警戒避難ガイドラインについて」（平成19年4月27日付け国河砂第11号、国土交通省河川局砂防部砂防計画課長通知）、
「土砂災害に対する防災訓練の実施について」（平成26年2月18日付け消防災第72号消防庁
国民保護・防災部防災課長通知、国水砂第98号国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課
長通知）等により、土砂災害危険箇所等を周知し市町村を支援するようお願いしてきたところです。
さて、このたびの広島市における大規模な土砂災害により甚大な被害が発生したことに鑑み、
土砂災害危険箇所等の緊急周知を行いたく、別添実施要領にもとづき貴都道府県が各市区
町村と連携して、実施していただきますようお願いいたします。
なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づ
く技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

担当： 国土交通省水管理・国土保全局
砂防部砂防計画課

課長補佐 野村

総合土砂災害対策係長 窪田

電話：03-5253-8466、FAX：03-5253-1610

「土砂災害危険箇所等の緊急周知」実施要領

1. 目的

「土砂災害危険箇所等の緊急周知」は、平成26年8月20日に発生した広島市における大規模な土砂災害を踏まえ、住民の防災意識、危機意識の向上のため、土砂災害危険箇所(以下、「危険箇所」という。)の周辺や、土砂災害警戒区域(以下「警戒区域」という。)に居住している住民に対して、危険箇所、警戒区域、避難場所、避難経路等の情報を、緊急周知するものです。

2. 実施方法

(1)周知する内容

全国の危険箇所(約53万箇所)及び警戒区域(約35万箇所)について、周辺住民に対して危険な場所に居住していることを認識してもらうため、以下の情報を周知する。なお、警戒区域指定済の危険箇所については、警戒区域の周知で足りるものとする。

- ・危険箇所、警戒区域の位置
(危険箇所図、被害想定区域図、警戒区域図、ハザードマップ等)
- ・避難場所、避難経路等の警戒避難に資する情報
- ・避難勧告、防災気象情報等の伝達・収集方法と住民がとるべき避難行動

(2)周知方法

危険な場所に居住する住民に、(1)に関する情報ができる限り速やかに周知徹底されるよう、以下の例を参考に周知を行う。

- ・ホームページに掲載(市区町村、都道府県等)し、そのURLを広報や回覧板等で周知
- ・広報誌への掲載(市区町村、都道府県等)や新聞折込み等によるハザードマップ等の配布
- ・ハザードマップ等の回覧、公共施設等での縦覧
- ・公共施設等での掲示

(3)周知の開始時期

国からの要請後、一週間以内を目途に、都道府県及び市町村が連携して周知を開始し、継続的に周知徹底を図る。

3. 報告等

(1)報告様式

危険箇所、警戒区域(危険箇所以外のもの)に関して、住民への周知内容と周知方法をとりまとめ、別添様式(市町村ごと)に記載し提出する。

(2)報告の提出先

各地方整備局等地域河川課担当窓口まで電子メールにて提出する。

(全般的な問い合わせ先)

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課 野村・窪田

メールアドレス:nomura-y92ta@mlit.go.jp, kubota-t82ac@mlit.go.jp

電話番号:03-5253-8466(砂防計画課直通)

(3)提出期限

平成26年9月12日(金)12時

なお、以降、追加報告を求めることがあることを申し添えます。

以 上